

今後のハロン管理の在り方について（案）

平成17年12月

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会

目 次

- 1．ハロンの排出抑制に係る取組
- 2．今後のハロン管理の在り方

1. ハロンの排出抑制に係る取組

ハロンは、消火性能に優れ人命への安全性も高いことから、建築物や危険物施設、船舶、航空機等に設置される消火設備・機器等の消火剤として多量に使用されてきた。しかし、強力なオゾン破壊効果を有することから、1990年(平成2年)の第2回モントリオール議定書締約国会合において、段階的に削減することが国際的に合意された¹。我が国では特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)に基づき、1994年(平成6年)に生産等が全廃された。以降は全廃時に消火設備メーカー等が保有していた在庫を利用し、またその後に建築物の解体等に伴って回収したハロンを再利用している。

ハロンの主要な用途である建築物や危険物施設におけるハロン消火設備・機器等については、1991年(平成3年)に消防庁が実施した調査に基づいてデータベースが構築された。1993年(平成5年)には、消火設備メーカー等により設立されたハロンバンク推進協議会²において、データベースの管理や供給の調整等が自主的に行われている。その後、2000年(平成12年)に関係8省庁により策定された「国家ハロンマネジメント戦略」に基づき、ハロンの適正かつ一元的な管理の推進、新設設置時の必要不可欠用途(クリティカルユース)の明確化、不要、余剰となったハロンの無害化(破壊)処理、ハロン代替に向けた取組の促進等が進められている。

2. 今後のハロン管理の在り方

オゾン層保護対策のなお一層の推進の観点からは、モントリオール議定書に基づく規制措置に加え、過去に生産されたハロンの排出を抑制することが重要である。ハロンの排出抑制については、オゾン層保護法において使用事業者に対する排出抑制・使用合理化の責務が規定されているが、採るべき具体的な措置についての規定はない。今後、1980年代から90年代初頭に建設された数多くの建築物が解体時期を迎えることに伴って回収されるハロン量の増加が予想され、需要量が低調なまま推移すると、消火設備メーカーにおける将来的な在庫量が増加すると見込まれる。一方、機械式駐車場へのクリティカルユースの適用拡大³等による新規需要の増加の動きも見られる。こうしたことから、消火設備メーカー等を中心とした管理のもとで、供給と回収のバランスを保ちつつ大気への排出抑制を図ることが引き続き有効であると思われる。そこで、当分の間、以下の措置を講ずることが必要と考えられる。

(1) ハロンバンク推進協議会による継続的なデータ管理

現在データベースに登録されていない用途(移動体等)についても、関係行政機関の連携の下、データベースへの登録を促進すべきである。

¹ ハロンは温室効果を有するが、モントリオール議定書で削減対象とされているため、京都議定書の対象物質ではない。

² オゾン層保護問題をめぐる国際的な動向を踏まえ、ハロンのみだりな放出を抑制するとともに、その使用の合理化の円滑かつ着実な促進を図り、もって地球環境の保全に寄与することを目的として設立された任意団体。ハロン機器の供給メーカーや使用ユーザーにより構成される。会員数は66(平成17年3月現在)。

³ 平成17年4月28日消防予第87号・消防危第84号。機械式駐車場のうち、防護区画内に人が乗り入れるものに限る。

必要に応じ、データベースに登録されているデータのフォローアップ調査を行うなどにより、データの信頼性の向上に努める必要がある。

(2) 関係業界による自主的な取組の推進

社団法人日本消火装置工業会⁴において平成 17 年 10 月に「ハロンの適切な管理のための自主行動計画」が策定され、不用意なハロン放出の防止、今後の需給見通しに対応したハロンの確実な回収・保管、取組の実施状況に関するフォローアップ等を行うこととされた。

同工業会における取組を継続し、ハロン管理における信頼性・透明性の向上を図っていくことが適当である。

特に、ハロンの回収について関係者への周知徹底を図り、確実な回収を進める必要がある。フォローアップ結果については、第三者機関によるレビュー、行政機関によるチェックを行い、その結果に基づき計画の見直し等必要な措置を講じていく必要がある。

さらに、同工業会のフォローアップ結果について、必要な場合には、環境省からの報告に基づき審議会においてもレビューを行うべきである。

(3) ハロンの適正な処理体制の整備

回収後、不要、余剰となったハロンについては、無害化（破壊）のうえ適切に廃棄することが必要である。

環境省は、ハロンの確実な破壊処理を確保するために必要な事項を「ハロン破壊処理ガイドライン」として早期に取りまとめ、周知を行うべきである。

策定されたガイドラインについては、今後の情勢の変化や知見の蓄積に基づき、必要に応じて内容の充実を図っていくことが必要である。

破壊処理費用の負担方法については、引き続き検討していくことが必要である。

(4) その他

ハロンの排出抑制・適正管理の観点から、以上のような取組の有効性を評価し、その結果を踏まえ、必要に応じて取組全体の一層の充実と強化を図るべきである。

⁴ 消火設備の普及及び技術の強化をはかり、火災による損害の防止に寄与することを目的として昭和 46 年に設立された公益法人。主に消火機器又は消火薬剤の製造もしくは輸入、設計及び工事、点検及び整備を営む法人等により構成される。会員数は 69（平成 17 年 5 月現在）。